

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部改正(案)について

1 趣旨

金沢市では、市民の快適で良好な社会環境の形成に資するため、「金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例」（以下「条例」といいます。）を平成 19 年 7 月 1 日から施行し、社会環境に悪影響を及ぼすホテル等（以下「ラブホテル等」といいます。）の建築を規制しています。

このたび、宿泊施設の多様化に対応するため、建築を規制するラブホテル等の構造の基準について見直しを検討しています。

2 改正案の内容

建築を規制するラブホテル等の構造基準のうち、以下の項目を見直します。

審査項目	改正案（構造基準）		現行（構造基準）	
(1) 建築物の 1 階に設けられた駐車場及びピロティの面積の合計の建築面積に対する割合	2 分の 1 を超えるもの		3 分の 1 を超えるもの	
(2) 施設の収容人員の区分に応じた「ロビー等」及び「食堂等」の面積の基準	収容人員	面積	収容人員	面積
	30 人以下	30 ㎡以上	30 人以下	30 ㎡以上
	31 人から 50 人まで	40 ㎡以上	31 人から 40 人まで	40 ㎡以上
	51 人以上	50 ㎡以上	41 人から 100 人まで	（収容人員×1 ㎡） 以上
(3) 客室の割合	ベッドの数が 1 であり、かつ定員が 2 人以上である客室の数の全客室数に対する割合が 3 分の 2 を超えるもの		ダブルベッドがある客室の数の全客室数に対する割合が 5 分の 1 を超えるもの	
(4) 条例に定める基準を補足するための細目	① 玄関の入口が道路に面していないもの		① 玄関の入口の幅がおおむね 1.8 m 未満であり、道路に面していないもの	
	② 帳場が、宿泊客等を容易に見ることができる場所に位置していないもの		② 帳場が、客等が通過する場所に位置していないもの	
	③ 道路に面する塀の高さが、おおむね 1.2m を超えるもの		③ 道路に面する塀の高さが、おおむね 0.6m を超えるもの	

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日（予定）